

## 7 身元調査

### ポイント

本籍地や家庭の状況、家庭の環境等、就職差別につながるおそれのある身元調査は、採用選考前はもちろん、内定後においても絶対に行わないでください

### 採用に際する身元調査

身元調査とは、応募者の居住する地域などを訪問して、応募者本人の適性と能力に関係のない出生地、思想・信条などセンシティブ情報を調べることです。また、面接時に自宅附近の状況や家庭環境について聞くのも身元調査に当たります。

応募者の基本的な人権を尊重した公正な採用選考が行われるように、新規学校卒業者については統一応募書類、その他一般求職者等については本人の適性、能力に関係ない事項を含まない応募書類の使用の徹底を図り、本籍地、家族の職業、思想・信条等の就職差別につながる事項の排除に努めているところです。(p.119)

身元調査によりこれら排除した事項を調査し、従業員の採用選考に用いることは、応募者の適性・能力に何ら関係のない事柄を採用基準とすることになり、このような基準により採否を決めることは、公正な採用選考の趣旨に反するばかりか、就職差別につながることになります。

不適正な採用基準が、就職差別を増長させてきたという事実、とりわけ深刻な社会問題である同和関係者に対する就職差別を招来してきたことを認識しなければなりません。

採用に際しての身元調査は絶対にしないよう、お願いします。

### 新たな「部落地名総鑑」が発覚 —しない！させない！身元調査—

平成 18(2006)年 2 月に大阪市内の興信所が、部落地名総鑑のコピーを所持していたことが発覚しました。平成 17(2005)年には、行政書士が興信所の依頼を受けて戸籍謄本等を不正に請求する事件が発生するなど、差別身元調査が行われていた可能性が危惧され、ひいては就職差別につながるおそれも含んでいます。

事業主の皆さまには、「職業安定法第5条の4(求職者の個人情報取扱い)」等関係法令を遵守するなど、公正な採用選考に努めていただきますとともに、差別身元調査に関する営業上の勧誘等があった場合には、直ちに情報の提供をお願いします。

[情報提供先:大阪労働局職業対策課 TEL06-4790-6310 又は大阪府雇用推進室労働環境課 TEL06-6210-9518]

### —公正採用選考に向けた再点検のお願い—

より公正な採用選考ルールの定着を図るため、自社内における採用業務について再点検する取組みを推奨しています。

については、『「公正な採用選考」のためのチェックリスト」(p.94～95)を活用するなどして、ぜひとも「公正採用選考に向けた再点検」に取り組んでいただき、より一層、公正採用選考システムの確立に向けた改善をお願いします。